

令和 7 年度第 1 回
環境省の政策評価に関する有識者会議

令和 7 年 7 月 30 日 (水)

令和7年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議

1. 日時: 令和7年7月30日(水) 13:00～14:52

2. 場所: 日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8階 8E会議室

3. 出席者

－委員－

(座長)	大塚 直	早稲田大学法学学術院教授
	蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
	亀山 康子	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	酒井 伸一	京都高度技術研究所副所長
	百瀬 則子	ワタミ株式会社執行役員SDGs推進本部長
	山岸 尚之	世界自然保護基金ジャパン自然保護室長
	[欠席]	
	深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授

－事務局（大臣官房）－

白石総合環境政策統括官、飯田大臣官房政策立案総括審議官、小笠原秘書課長、泉総務課政策企画調査官、金子会計課課長補佐、今井地域政策課課長補佐、一井総合政策課企画評価・政策プロモーション室長、他

－環境省各局部－

大倉企画課長（環境保健部）、岸総務課課長補佐（地球環境局）、島田総務課課長補佐（水・大気環境局）、木村総務課課長補佐（自然環境局）、吉野総務課長（環境再生・資源循環局）、在原参事官補佐（環境再生・資源循環局）

4. 議題

(1) 令和6年度環境省政策評価書（事後評価）（案）等について

5. 議事録

午後1時00分 開会

【事務局】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回の環境省の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきたいと思います。

蟹江先生がオンラインでまだお入りになられていないんですけど、定刻ですので始めさせていただきます。

初めに、総合環境政策統括官の白石より御挨拶をさせていただきます。

【白石総合環境政策統括官】

皆様、今日は、お暑い中御参集いただきまして、また御多忙のところオンラインで御参加いただきありがとうございます。

着座にて失礼します。

総合環境政策統括官に4月に着任いたしました白石と申します。

本日この有識者会議に御出席いただきましてありがとうございます。昨年度に続きまして、引き続きよろしく願いできればと思っております。

昨年の5月に第六次環境基本計画というのをつくりまして、環境保全を通じた国民1人1人の生活の質の向上というものを最上位概念といたしまして、ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等の施策を統合的に実施して、経済社会の構造的な課題解決に結びつけていくという目標を高く掲げております。

今年に入りましても、政府の骨太の方針でありますとか新しい資本主義実行計画、あるいは地方創生2.0基本構想におきましても、これらに関する政策が多く盛り込まれております。

環境省では、こうした全体の政府の方針を踏まえて、ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等の環境施策を統合的に推進するということで、地域の経済と暮らしを豊かにするというのに貢献していくということにしておりますが、特にネット・ゼロに関しましては、今年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画で、2035年度60%削減、2040年度73%削減という新たな目標を設定いたしてございます。

それから、目標達成のために環境省として脱炭素に向けた取組、あるいはイノベーションを加速させるということによりまして、排出削減と経済成長の同時実現に資する温暖化対策を推進していくことにしております。

それから、サーキュラーエコノミーへの移行に関しましては、昨年8月に第五次環境循環基本計画、こういったものを閣議決定いたしまして、さらには年末に循環経済への移行加速化パッケージというものを取りまとめました。昨年、再資源化事業等高度化法というものも国会に通しまして、その法律に基づく大臣認定制度の活用、それから資源循環ネットワーク拠点の構築、さらには先進的な技術開発・設備導入の支援という各般の政策を推進していくことにしています。

それからネイチャーポジティブに関しましては、今年の4月に生物多様性増進活動促進法に基づく取組、こういったものを中心に地域活動の促進や自然資本に関するデータの整備、情報発信あるいは国際ルールの形成の主導をしていくということにしています。

こういった三つの統合的な話に加えて、環境省が不変の原点としております人と命と環境を守るということで、基盤的な取組、良好な環境の創出等の取組もごさいます。

東日本大震災原発事故からの復興や創生、能登半島地震からの創造的な復興、今後の大規模災害に備えた体制整備についても着実に推進していくことにしています。

本日は、政策評価ということでございますが、6年度の実施策に関する事後評価を踏まえまして、来年度の重点施策をまとめていく予定としておりますので、忌憚のない御意見を賜ればと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

では、次に、委員の皆様の御紹介をさせていただければと思います。お名前を読み上げさせていただきますので、順番に一言御挨拶をいただければと思います。

まず、大塚直委員、どうぞよろしくお願いします。

【大塚委員】

早稲田大学の大塚でございます。

この政策評価のほうはかなり長い間関わらせていただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

では、亀山康子委員、どうぞよろしくお願いします。

【亀山委員】

東京大学の亀山と申します。

専門は、特に地球温暖化対策を中心にやっております。この政策評価はしばらく関わらせていただいておりますけども、いつも大塚先生に依存している感じがありますので、引き続き勉強させていただきながら頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、百瀬則子委員、お願いします。

【百瀬委員】

ワタミの百瀬と申します。

エコファースト企業になって随分たちますけれども、民間企業がどうやって国の施策に基づいて目標を達成できるのかということについて、なかなか難しいところがございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

山岸尚之委員、お願いします。

【山岸委員】

WWFジャパンの自然保護室長をしております山岸と申します。

もともとは気候変動の担当者として長くCOP等にも参加をしておりましたけれども、22年ぐらいから室長として海の分野であるとか、生物多様性の政策の分野とかも管轄するようになってまいりましたので、今回、評価の話の中でもあるかと思うので、なるべく知見を持ってできる限りの貢献をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

引き続いて、オンラインで御出席の蟹江委員、よろしくお願いいたします。

【蟹江委員】

すみません、今日は修士論文の中間発表会があるということで、オンラインで失礼いたします。私ももともと気候変動のことをやっているんですけども、今はもうすっかりSDGs周りのことをいろいろと研究したり、社会との連携を進めていったりしています。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

酒井委員、お願いします。

【酒井委員】

酒井でございます。私も今日はオンラインで失礼させていただきます。

循環廃棄物系分野を中心に、政策関係のお付き合いを続けております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

なお、本日は深町委員は御欠席になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、環境省側の出席者ですけれども、委員のお手元の資料のとおりとなっておりますので、御確認いただければと思います。

では、撮影につきましては、ここまで大丈夫ですか。

引き続きまして、座長の選任をお願いしたいと思います。

環境省の政策評価に関する有識者会議設置要綱では、構成員の互選により選出することとなっております。誠に僭越ではございますが、事務局といたしましては本年度も引き続き、大塚委員に座長をお願いできればと思っておりますが、構成員の皆様、御了承いただけますでしょうか。大丈夫ですか。

(了承)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、大塚委員に引き続き座長を

お願いしたいというふうに思います。

それでは、以降の議事の進行につきましては、座長をお願いいたします。

【大塚座長】

最初に一言御挨拶をさせていただきたいと思いますけども、すみません、座って、恐縮ですが。

この政策評価の委員会の座長は長らく須藤先生がお務めになっていらっしゃり、非常にバランスの取れた司会をなさってきておられました。しばらく前に交代になられたわけですが、私もそれを引き継いでバランスの取れた司会をしていきたいと思っております。

また、今回有識者会議というふうに名前が変わったわけですが、実質的には変わらないということだと思いますけども、引き続き環境省様におかれましては、こういう機会を生かして政策のほうに反映していただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、議事に入ります。

まず本日の議事進行について説明をいたします。環境省の政策評価は各施策につきまして、重点的に評価を行う通常評価、それから通常評価を行わない年に施策の達成度合いのみを把握するモニタリング評価のいずれかを行うという仕組みとなっております。本日は資料の2-1のとおり本年度通常評価を行うこととされた7施策について重点的に御議論いただきたいと思いますと考えております。七つの通常評価の施策を前半・後半に分けて先に御説明いただいた後で、質疑応答という形で進行させていただき、最後にモニタリング評価の施策を含む全般的な御発言をいただきたいと思います。

ちょっと前後してしまっていて恐縮ですが、すみません、座長代理の指名をしなければいけなかったもので、申し訳ありません。

本委員会の設置要綱におきましては、座長に事故のあるときには、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行するという規定がございます。この規定に基づきまして、座長代理として昨年度に引き続きまして、亀山委員を指名させていただきたいと思っております。

亀山委員、よろしいでしょうか。

【亀山委員】

よろしくお願いします。

【大塚座長】

よろしくお願いします。

どうもちょっと前後しまして失礼しました。

ということで、七つの通常評価の施策を前半・後半に分けて先に説明をいただいた後で質疑応答という形で進行させていただき、最後にモニタリング評価の施策を含む全般的な御発言をいただきたいと思います。

まず、議題（1）令和6年度環境省政策評価書（事後評価）（案）に入ります。

資料の3を御覧ください。令和7年度から施策体系が変更となっておりますが、令和6年度の事後評価書は、以前の施策体系での作成となっておりますので、資料に記載の番号にて進めさせていただきますと思います。

最初に、施策1、地球温暖化対策の推進。施策2、地球環境の保全。施策4、資源循環政策の推進。施策5、生物多様性の保全と自然との共生の推進のうち生物多様性の保全の部分、この順番で御説明をお願いしたいと思います。

では、環境省様、まず地球環境局からよろしくお願いいたします。

【地球環境局】

ありがとうございます。地球環境局の岸と申します。今日はよろしくお願いいたします。

今、座長からございましたとおり、私のほうから施策体系、目標の1シリーズと2シリーズを御紹介させていただきます。全部で6個ございます。

まず最初は、資料3の2枚目でございます。目標1-1、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりというものでございます。こちらは我が国の緩和策、温室効果ガス削減の国内対策に関する政策の全体ということになってございます。

施策の概要のところがございますけれども、全体につきましては、地球温暖化対策計画に基づきまして、政府として推進してございます。こちらについては先ほど統括官からありましたとおり今年の2月に新しい計画を立ててございます。目標と計画をアップデートしたということでございますが、この資料につきましては令和6年度、昨年度のものということで、旧計画の概要、目標という形になってございます。

この下の達成すべき目標のところは、新しい計画において30年度に加えまして、35年度、

40年度の新しい目標も設定してございます。ここに向けてぶれることなく取組を進めていくという状況でございます。

指標のところでございますけれども、こちらの下の表のところでも全部で六つの指標を設定してございます。

1番目が温室効果ガスの全体の排出量と吸収量のネットの数字でございます。2番目がエネルギー起源CO₂。3番目が非エネ等々の排出量。それから、4番目が代替フロン等の排出量ということでございます。

それから、5ページ目になりますと吸収源がございまして、6ページ目にデコ活の応援団の状況ということで、計六つの指標を設定させていただいてございます。

その進捗につきまして、ちょっとR5年度の数字が入っていないんですが、次の判断根拠のところでも御紹介をさせていただきますので、ページとして2枚飛ばしていただきまして、目標達成度合いの測定結果というところまで飛んでいただけますでしょうか。

4ページ目でございます。こちらのところに全体の達成度合いの測定結果の評価をさせていただいてございまして、全体として相当程度進展ありというふうにさせていただいています。

その判断根拠といたしまして、温室効果ガス全体の状況について、その下の最初の丸に書かせていただいております。排出量と吸収量の合計につきまして、今10億1,700万トンということで、平成25年度比27.1%の減少ということで、順調な減少傾向というものを継続はしているということでございます。

この要因としまして、電源の脱炭素化ですとか、一方で製造業の一部生産減といったようなものもございまして、これにつきましては排出量という意味では下がってきているところもございますけれども、今後、排出削減と経済成長の両立を図りながら2050ネット・ゼロに向けて着実に進んでいくということでございます。

次がフロンのところでございますけれども、フロンにつきましてもちょっと排出量が増えておったんですが、令和4年比で減少ということになってございまして、こちらオゾン層保護法ですとかフロン排出抑制法の効果が見込まれているのではないかとというふうに考えてございます。

また吸収量につきましては、やや減少ということになってございまして、主に森林の吸収なのでございますけれども、ここにつきましては、今後吸収源を増やしていく必要があると思っております。ございまして、ブルーカーボンですとかCO₂吸収型コンクリートといったような取組の拡充といったものを進めていきたいということにしております。

またデコ活につきましても、順調に参加を得て進めているということでございます。

目標達成の状況に関する課題がその次の箱に書いてございまして、今後の施策の方向性がそのさらに下の次期目標等への反映の方向性のところになってございます。温室効果ガス全体の排出削減というところにつきましましては、新しい計画もできましたので、今後、計画のフォローアップのプロセスをしっかりと行っていくということかと思っております。先日も中環審・産構審の合同会議での議論、フォローアップもございましたけれども、関係省庁全体を含めてフォローアップをしっかりと行っていくということかと思っております。

またGX政策も進んでございまして、そういったようなところとの協調を図りながら、排出削減と経済成長の同時実現というところにつなげていく必要があるかと思っております。

またフロンにつきましても、まだ目標まで大きく削減していかなければいけないということでございますので、フロンの対策につきまして、引き続き対策の抜本的な検討というのを進めていきたいと考えてございます。

また吸収源につきましても、先ほど申し上げたような新しいブルーカーボンなどの吸収源についての取組を進めていくといったようなことも進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

1-1のところは、簡単でございますが、以上でございまして、このまま続けて1-2のところに行かせていただきたいと思います。ページで行きますと6ページ目でございます。

こちらは世界全体での抜本的な排出削減の貢献ということでございまして、先ほど国内での削減・吸収の取組でしたけれども、こちらは国際貢献ということで、JCMなどを通じまして世界での排出削減に貢献するということで、世界全体の1.5℃目標への貢献という施策の塊になってございます。

測定指標につきましましては、真ん中辺りにございますけれども、温対計画の中でも位置づけておりますが、JCMを通じた削減の取組を積み上げていくということでございまして、目標に対しての今進捗を示しているというところでございます。

2030年度に1億トンということに対しての現状2,655ということでございまして、この状況の評価につきましましては、次のページ、7ページ目でございますけれども、真ん中よりちょっと上の辺りにさらなる進展が必要だという認識で記載をしてございます。

引き続きこのJCMにつきまして取組を拡大していくということで、今年の4月から新しい温対法に基づくJCMエージェンシーと呼んでいますけれども、実施機関もできましたので、こういったようなところと連携して、JCMのスケールアップですとかスピードアップに努めていく必

要があるかなというふうに考えているというところでございます。こちら新しい温対計画に基づいて、取組を進めてまいるというところでございます。

次が1-3でございます。ページで行きますと8ページ目ですが、気候変動適応になってございます。

適応につきましては、温対法とは別に適応法に基づきまして取組を推進しているという状況でございます。指標につきましては、真ん中より下のところがございますけれども、1番から4番まで、地域の適応センターを確保した都道府県の数ですとか、地域の適応計画を策定している中核市・特例市の数、それから気候変動影響評価報告書の策定、それから協力プロジェクトを行った国の数ということで、内外一体で適応策を推進していくということになってございます。

こちらの全体の進捗につきましては、次の9ページ目でございますけど、真ん中辺りに評価を書かせていただいております。これは指標について申し上げますと、全体的に相当程度進展ありということにさせていただいているというところでございます。

センターの指標に関していきますと、令和6年度に新たに2件、センターを追加で確保していただいているといったような進展がございました。国際協力につきましても、アジア太平洋の国々への情報提供や人材育成といったようなものも行っているというところでございます。

適応につきましては、今年度新しい気候変動影響評価報告書を公表していった、適応計画の見直しに今後つなげていくというような段階になってございますので、そういった最新の知見を踏まえて、適応計画のほうも見直ししながら推進していきたいというふうに考えてございます。

1番の体系は終わりました。次が、2番の体系、地球環境保全が11ページ目からでございます。気候変動に関するものが先ほどの1番の塊でございましたが、2番のところが地球環境保全ということで、2-1がオゾン層の保護・回復というところでございます。

こちら先ほどのフロンの話と連動してということではございますけれども、指標につきましては、オゾン層破壊物質の排出量ですとか、あとフロンの業務用冷凍空調機器等からの回収率といったようなものを指標に挙げさせていただいているというところでございます。

次のページに進捗の評価を書かせていただいておりますが、こちら全体としては相当程度進展ありという評価をさせていただいているというところでございます。

他方、目標達成ができなかった要因のところに書かれてございますけれども、機器の廃棄時の回収率は引き続き低迷しているという状況でございますので、こちらにつきましては先ほどの気候変動対策と併せまして、このフロンの排出抑制法の施行後5年見直しというものを今後

行っていった、どのように廃棄時回収率の向上を図っていけるのかといったようなことを検討してまいりたいという状況でございます。

次が2-2でございまして、地球環境保全に関する国際連携・協力というパートでございます。13ページ目でございます。

こちらはマルチの国際会議ですとか、バイでの国際協力といったようなものが指標に上がってございまして、具体的には真ん中よりちょっと上の測定指標のところでも国間協力案件、それから二国間協力案件数につきまして数字を書かせていただいているという状況でございます。

全体の評価でございますけれども、次の14ページ目のほうに行っていただきますと、こちらでも相当程度進展ありというふうにさせていただいております、多国間協力で行きますと、G7、G20、それからTEMMといったような枠組み、それから二国間協力につきましても、アメリカ、EU、カナダ、アジア各国といったようなことがございます。米国の状況は政権も変わりましたので、これから対米をどうしていくかという話はございますけれども、昨年度の段階ということでこのような記載になっているということでございます。

最後でございますが、2-3のところ、地球環境保全に関する調査研究というものでございます。ページで行きますと15ページ目になります。

こちらは、様々な地球環境分野の調査研究の推進ということで、測定指標を二つ掲げさせていただいております。

一つは推進費の点数の話、それからその成果をどのように生かしていくかといったようなところの話でございます。こちらの状況につきましては、次の16ページ目の真ん中上辺りに書いてありますが、目標達成という評価をさせていただいております、目標に対して数字としては超えているという状況、またしっかりこの知見をいろいろな気候変動適応計画等々に反映しているという状況でございますけれども、ここも引き続き取組を進めていきますというところでございます。

非常に簡単ではございますけれども、私のほうから1の塊、2の塊についての御説明を終わらせていただきます。

【大塚座長】

では、環境再生・資源循環局様、お願いします。

【環境再生・資源循環局】

環境再生・資源循環局総務課の吉野でございます。

私のほうからは、目標で言いますと4-1の国内及び国際的な循環型社会の構築から、4-7でしたかね、その辺りの資源循環の関係のところを御説明させていただきます。

まず最初のところですが、これは13ページになるのかな、4-1でございまして、国内及び国際的な循環型社会の構築というところであります。

まず、全体といたしまして、昨年8月に酒井先生をはじめとして当時の循環部会の先生方におまとめいただきました第五次循環基本計画を閣議決定したというところでございまして、その中で計画では、循環経済への移行というものを前面に打ち出しまして、気候変動ですとか生物多様性、保全といった環境面に加えまして、産業競争力の強化ですとか経済安全保障、それから地方創生、質の高い暮らしの実現といったことにも貢献していくということを明記したというところでございます。

その際に、様々な各種指標を改めて設定をしたというところでありまして、それを各シートに反映しているというところでございます。計画自体の点検作業につきましては、今年6月の循環社会部会におきまして、今年度から来年にかけて実施していくという方針になっておりますので、そのプロセスはそれとして実施しながら、政策評価のほうにも反映していきたいというふうに考えてございます。

まず、4-1ですけれども、まずここは社会全体としていかに資源を効率的に有効に使っていくかといったようなこと、それから最終処分の量を減らすということで、測定指標としてございます。第五次の循環基本計画においては、指標を令和7年度から令和12年度ということで再設定をしたというところですので、これを受けた記載となっております。

全体的な評価の結果といたしましては、長期的な傾向としては各指標が目標に近づいているという趣旨で、相当程度進展ありということでさせていただいています。

一方で、入り口側及び出口側の循環利用率ですとか廃棄物の最終処分量につきましては、数値の改善が見られなかったというところであります。

循環型社会ビジネス市場の規模ですとか、我が国の循環産業の海外展開についても、すぐということではありませんけれども、目標に向かって比較的順調に伸びている状況というふうに認識しております。

取組といたしましては、新しい循環計画に基づきまして、製造業、小売業などの動脈産業における取組と、廃棄物処理、リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する、いわゆる動静脈連携でありますとか、循環資源を各地域、各資源に応じて最適な規模で循環させ

る取組の推進。それから、資源循環のための技術開発、情報基盤整備等が必要と考えてございます。

続きまして、4-2になります。

4-2、ページで行きますと、20ページになりますけれども、4-2、各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進ということでありまして、こちら、リサイクル法に基づいて設定されている目標を指標としてございます。

全体をおしなべての進捗としては、相当程度進展ありというふうにさせていただいております。個々の数値ですとか、その評価はそれぞれ書いているところなんですけれども、あと、別添のとおりとなっておりまして、2枚ぐらい、2ページぐらいめくっていただき、3ページぐらいめくっていただきますと、それぞれのもうちょっと細かい表が載っている形になっています。

必ずしも順調でないものについて中心に申し上げますと、食品リサイクル法に関しましては、食品卸売業と外食産業については、令和4年度は令和3年度と比べてやや下がったということでございまして、その要因としては、食品ロスの削減の取組自体は進んでいるけれども、再生利用事業者の地理的な要因ですね。要は近くにないといったことですか、物流コストの増加等による再生利用量の低下があったものというふうに考えてございます。

今後の話といたしましては、本年3月に食品リサイクル法の基本方針の見直し、改定後のやつを公表してございまして、現在の再生利用等実施率の状況も踏まえて、2029年度、令和でございますと令和11年までの新たな業界別の目標を定めているというところでございますので、これにまた新しい基本方針に即して、具体的な取組をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、小型家電リサイクル法については、年間回収量は令和2年度に約10万トンまで増加をいたしましたけれども、直近では減少傾向にありまして、令和5年は目標の14万トンに対して8.6万トンということになってございます。

その要因分析等は、中環審の小型家電のリサイクルワーキングで議論をしております。本年2月に一度開催をしておりますけれども、制度の認知度の頭打ち、これは今6割程度ということでデータとして上がってきますが、そういったことですか、リユース市場が拡大しているということ、それから海外に流出しているといったこと等々が要因としては挙げられているということでございます。

それから、使用済プラスチックのリサイクル率につきましては、リサイクル率自体は微々たる上昇になっておりますので、これについても、熱回収ですとかリサイクルを合わせた全体と

しての対策の深掘りを検討していく必要があるというふうに考えてございます。

なお、具体的に、レジ袋の有料化について、いろいろなところで話題になりますけれども、レジ袋の辞退率はスーパーで77.4%、コンビニで74.6%ということになっておりまして、国内の流通量は有料化の実施前と比較して半減しているといったこともありまして、対策としては着実に進んでいるものというふうに考えております。

それから、次、4-3、一般廃棄物対策でございます。

こちらでも循環基本計画の改定で目標再設定をしたことを受けまして、目標を記載しております。評価結果としては相当程度進展ありというふうにさせていただいております。

一般廃棄物の排出量と一般廃棄物の最終処分量は順調に減少しておりまして、傾向としては目標を達成できる見込みでございます。

一方で、リサイクル率につきまして、ここ数年横ばいの状況が続いておりまして、目標値に到達するトレンドになっていない状況だというふうに思っております。

分母に当たります廃棄物の排出量、それから分子に当たる総資源化量、ともに微減、ちょっとずつ減っているという傾向にありまして、総資源化量の減少、分子の減少は特に紙類の減少に起因しているということでございます。

リサイクル率の向上のために、要因分析をさらに進めるとともに、廃棄物排出量の削減と再生利用量の増加のために有効な対策について、検討して講じていきたいというふうに思っております。

そのほか、計画の改定時、第五次循環計画の策定時に設定をいたしました廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合ですとか、あとは長期、広域化、集約化の計画を策定した都道府県の割合について、新たに測定指標として位置づけてございます。

広域の話については、2027年度100%というふうにはしているところなんですけど、まだこれはゼロなんですけども、昨年3月に自治体に対して通知を出すなど、策定を呼びかけているというところでありまして、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、4-4の産業廃棄物対策のところでございます。

こちらについても、循環基本計画の見直しに合わせて目標を記載してございます。基本的には、一般廃棄物とパラレルでの指標で評価をしておりますけれども、全体の傾向としては相当程度進展ありというふうにさせていただいております。

産業廃棄物の排出量と循環利用率につきましては、目標に向けて着実に進展をしているというところがございますが、最終処分量は微減の傾向でありまして、令和12年度の目標に向け

て引き続きしっかり取り組んでいく必要があるというふうに思っています。

それから、高濃度のPCB廃棄物につきましては、現在、東京都と北海道室蘭の2か所体制で、JESCOが処理を進めておりますけれども、令和7年度までの全量処理ということになっておりますので、それを目指して着実に進展していると認識しています。

それから、続きましては、シートで4-5になりまして、廃棄物の不法投棄の防止でございます。

こちらで評価結果の全体の総評としては、相当程度進展ありとしております。

産業廃棄物の不法投棄等の残存件数以外のところについては目標を達成しているというところでありまして、不法投棄の残存件数については、目標が50件のところ66件というふうになっておりますけれども、その中を見ても、21件が支障のおそれの防止措置を講じている、それから8件が周辺環境モニタリングを講じていると、37件が状況確認のための立入検査等を行っているということで、こういったことを実施済み、または実施予定ということでありまして、基本的に必要な対応は取られているものというふうに認識しております。

それから、続きまして、4-6のシートになりますが、浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理ということであります。

浄化槽整備の区域内の浄化槽人口普及率を指標としておりますけれども、数字自体は右肩上がりに伸びておりまして、相当程度進展ありというふうにしておりますけれども、目標値に対してはまだ達成には至っていないという状況でございます。

これまでも、循環型社会形成推進交付金による補助ですとか、合併処理浄化槽への転換を一層推進するために、宅内配管工事についても助成をするなど、対策を講じてきているところでありますけれども、まだ目標には至っておりません。

令和元年の浄化槽法の改正で、そのまま放置しておきますと、生活環境ですとか公衆衛生上、支障が生じるおそれがあるという、そうした緊急性の高い既に設置されている単独処理浄化槽につきましては、都道府県知事が除却等の助言等を行うことができるようになったんですけれども、その判定に必要な情報等が不足しているという状況がありまして、こういったことを改善するための制度改正も検討されているという状況でございます。

それから、最後のシートですけれども、4-7、災害廃棄物の対策でございます。

災害に対してどのように備えているかにつきまして、市町村における計画策定率ですとか、焼却施設などの老朽化対策等を指標としておりまして、概ね年度ごとの目標を達成しているという状況でございます。

ここでいうと指標の4とか5につきましては、今回、新たに設定した目標ですけれども、4については、近年の災害対応の課題として、水害を想定した計画になっているか。それから、5については、自治体のマンパワー不足ですとか専門知識不足に対して、人材育成ですとか研修をしっかりとやっていかなければという趣旨での目標設定となっております。

私のほうからは以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、自然環境局様、お願いします。

【自然環境局】

自然環境局総務課の木村と申します。

生物多様性の保全と自然との共生の推進のうち、生物多様性の保全の部分につきまして、御説明させていただきます。

シート5になりますけれども、基盤的施策の実施・国際的取組ということでございます。

施策の概要欄、書いてございますが、ここは生物多様性国家戦略をはじめとする施策の策定、あるいはそれに必要となる情報収集、整備、それから国際的な取組への参加というところの施策でございます。

おめくりいただきまして、目標の達成度合いの測定結果のところでございます。相当程度進展ありとさせていただいております。

生物多様性保全のための政策の策定、必要な情報の収集のところでございますけれども、生物多様性国家戦略が閣議決定されてございまして、それに従って取組を進めているというところでございます。今年度、この戦略の中間評価をすることになっていまして、昨年度はそれに必要な情報収集などに努めたところでございます。

あと、地域でつくっていただいている生物多様性地域戦略の策定状況は、現状は47都道府県は全てできているんですけれども、特に小規模な自治体などはなかなか進んでいないというところでございます。

それから、生物多様性に関する各界への普及啓発につきましては従来に比べると大分相当の進展が見られているところでございます。

特に企業さん、ネイチャーポジティブ宣言の発出が900というところまで伸びているという

ところでございまして、こうした動きをしっかりと活かしていきたいというところでございます。

国際的な枠組みへの参加につきましても、昨年秋にコロンビア・カリでCOPがございましたけれども、これにしっかりと参加をいたしまして、レビューメカニズムなどを決めるための交渉に積極的に貢献したというところでございます。

続きまして、5-2、38ページになりますが、自然環境の保全・再生というところでございます。

こちらの施策の概要については、いわゆる面的な取組というところでございまして、原生な自然を守るですとか、里地里山の保全といったところを書かせていただいております。

こちらにつきまして、次のページの目標達成度合いの測定結果のところですが、こちらにつきましても、相当程度進展ありというところでございます。

特筆すべきところといたしましては、その一番下、国立・国定公園等というところでございまして、去年、新しく日高山脈襟裳十勝国立公園が35か所目の国立公園として指定されましたし、それから阿蘇周辺の草原を区域の拡張を行いまして、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張を実施したというところでございます。

その次のページのところに書かせていただいておりますけれども、生物多様性増進活動促進法が昨年成立しまして、今年の4月から施行されたところでございます。こちらをどう支援を充実していくかというところは、引き続き課題だというふうな認識でございます。

さらにおめぐりいただきまして、5-3、野生生物の保護・管理と41ページでございます。

ここは、個別の野生動植物の対策が記載されているところでございまして、国内希少種の保全ですとか、あるいは鳥獣の保護・管理、それから外来種の対策などが記載されているところでございます。

こちらの施策の状況でございますが、42ページになります。相当程度進展ありとさせていただきます。

特筆すべきところは、令和7年3月になりますけれども、レッドリストの更新、植物と菌類を公表したというところでございます。

それから、鳥獣につきましては、ニホンジカのところは依然として数が多く、鳥獣被害が生じているというところで、より管理を強化していかなければいけないという認識でございます。

それから、よくニュースにも出ていますけれども、熊の対策につきましては、去年に鳥獣法の指定管理鳥獣、これに指定されますと都道府県等への交付金が出るということになりますけれども、そうした対策に加えまして、特に市街地に出た場合の緊急対応といたしまして、今年

4月には鳥獣保護管理法が改正をされたところでございます。これは9月1日施行予定でございますが、こうした対策を進めているところでございます。

外来生物につきましては、定着してしまったものについては自治体に対する交付金による支援というようなことをやっているところでございます。特に、去年9月に奄美大島のマングース、これが根絶されたというのが大きな成果だというふうに認識しております。

一方で、ヒアリ、今も度々発見されてございまして、水際対策を進めているところでございますが、こうした対策を引き続き進めていく必要があるという認識でございます。

次が、飛びまして5-6になります。東日本大震災への対応というところで、44ページになりますけれども、ここは三陸復興国立公園ですとか、あとは帰還困難区域のイノシシ対策といったものが記載されているところでございます。

45ページに、その達成度合いというのを記載させていただいてございますけれども、こちらも相当程度進展ありということで、公園の利用者は、震災以前の利用者数まで現状は届いてございせんけれども、回復傾向にはあるというところでございます。イノシシにつきましても、前年度よりやや出現頻度が減少したというところでございます。

駆け足でございますけれども、自然環境局からの御説明は以上になります。

【大塚座長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いしたいと思います。御発言いただきます際は、挙手の代わりといたしまして、名札を立てていただきますと、順番に指名させていただきます。オンラインで御参加の委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。では、よろしくお願いします。

百瀬委員、どうぞ、お願いします。

【百瀬委員】

ありがとうございます。

幾つかあります。一つは資源循環のところで、食品リサイクルについて、業界によって進んでいないという結果でした。最近、食品廃棄削減やリサイクル推進の検討に消費者庁も入り、食品ロス排出抑制については随分話題にもなり、国民の関心も高まっています。一方で、食品リサイクルという法律が未だ周知されず、小規模事業者にとってもリサイクルが義務だという

ことがあまり認識されていないように見えます。

特に外食産業が40%にも満たない、下手すると30%ぐらいしかリサイクルできていないという事実は、小規模事業者がリサイクルする手段がなかなかないということになると思えます。

さっき課長もおっしゃっていましたが、昨今、地域にリサイクラーが見つからないとか、輸送の手段がない。それも今の廃掃法の中で考えますと、域内の市町村内にリサイクラーがなかった場合は、リサイクル資源として域外に運ぶことすらできないということがあります。

以前から広域連携による資源循環という制度は、域内にリサイクラーが無かった場合には使える制度なのかどうか。それから、事業系一般廃棄物としての食品残さを運搬することを、自治体の収集と共同でやっていかなければ、多分運搬コストが非常に高くなってしまって、義務を怠る小規模事業者がいても、なかなか指導はできても、実際は施行できないということがあるのでは、と思います。

そういったことについて、自治体による小規模事業者の一般廃棄物回収処理と広域連携ということを踏まえながら、一般廃棄物としての訂正処理重視（焼却処分）よりも、資源循環を重視した施策にそろそろ切り替えていただければと思います。

また、再生利用事業計画という域外処理ができるすばらしいシステムがありますが、申請を出しても半年たっても認可が通らないということが起きています。私も関係しているところで今3件申請を出していますが、3月に出してもまだなかなかどうなるか分からない状態（担当部署からの連絡も無い）で、そういう滞りを、ぜひ解決していただきたいと思います。

もう一点ですが、以前にも質問した、エネルギー以外のGHGの対策の中で、一酸化二窒素は農地から出ているのではないかという懸念があります。窒素肥料が原因の一酸化二窒素については、農業者は知っている人が少なく、できるだけ肥料をたくさん施肥して収穫量を増やしたい、とか、それから茶葉栽培では味がよくなるとかいうことで過剰施肥をしている場合があります。そういったことは、それはGHG排出だけの問題ではなくて、土壤汚染や地下水汚染のこともあり、農業者との関係の強い農水省との共同で検討ができないのかということをお聞きしたいと思います。

2点、どうぞよろしくお願いいたします。

【大塚座長】

まとめて御質問、御発言いただきたいと思いますので。

では、亀山委員、お願いします。

【亀山委員】

丁寧な御説明、ありがとうございました。

全体的に、環境省さんがやられている政策は、相当程度進展があるという評価は妥当であるというふうに感じました。非常にたくさんのことを効果的にやっておられるという印象を持ちました。

その上で、温暖化対策に関して、二つ伺いたいことがございます。

一つ目は、ページでいうと4ページ目になるのでしょうか。温暖化対策の特にデコ活応援団とか、COOL CHOICEとか、国民を巻き込む部分ですね。これに関する質問です。

やっぱり昨今、特にGXという言葉が生まれて以降、特に企業を中心に排出量を削減するということに関しては、前向きに取り組まれている企業さんが多いと思いますし、それ自体はすごくいいことだと思っております。

一方で、国民を見ていると、まだまだ温暖化って本当なのとか、今も毎日暑いねというところで会話が止まっていて、温暖化は本当は大変な問題なんじゃないかというところまで意識が至っていないのが、大変問題だというふうに感じております。

やっぱりそれには、最近一般の方々が普段どういうところからどういう情報を入手しているのかということに影響していて、中高年であると、やっぱりいまだにテレビと新聞なんですけども、新聞だって、いまだに温暖化が進んでいっているということを1面トップで出しているところはないですね。それで、SNSだとやっぱり皆さんがタップした情報に近い記事が、次に、あなたはこれにも関心があるんじゃないですかと出てきちゃうので、一旦タップしなくなると、温暖化対策に関する記事というのは、その方のSNS上では、スマホ上では登場しないような状態になってしまうんですね。

ということで、恐らく国民が意識しないうちに、自分の前に温暖化対策に関する情報が出てこないような日常生活を送ってしまっているように思われ、やっぱり今後、一般の方々、特に関心を持っていない層にどうやってリーチアウトするのかということについては、もう少し情報、IT技術を含めた情報の出し方について考えていく必要があるというふうに思いまして、その辺り、もう既に考えておられるようであれば伺いたいというのが一つ目でございます。

二つ目は、7ページ目のJCMのところですね。それで、JCMのところは進展が大きいというふうに評価されております。

それで、目標と比べると、到達できている排出削減量が少ないということなんだと思うんで

すけれども、今、実際にJCMでどういうプロジェクトが行われているのかということは、申し訳ありません、不勉強な上で御質問するんですけれども、恐らく今の企業さんは、Scope3とかまでちゃんと御自身の排出を気にされるようになっているんですよね。そうすると、日本の企業であっても、Scope3は日本の外の排出量である可能性があります。サプライチェーン上の排出量としてですね。

それで、やっぱり前向きに取り組まれている企業さんというのは、自分のサプライチェーン上にあるScope3の排出削減をどうにかしたいと本当に思っていて、けどなかなか手を出せないという状態にある。

なので、その辺りもそういう企業さんと組んで、JCMというスキームを使って、補助金を幾らか出して、企業さんのScope3を下げますよというような形で宣伝すると、もしかしたらプロジェクト数、1個1個は小さいかもしれませんが、前向きに考えてくださる企業さんが増えるんじゃないかなというふうに思いまして、そういった取組を既に考えていらっしゃるかどうかということを伺いたいと思います。

2点、よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

では、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。皆様が日々努力されているのが結果にも出ていて、頼もしいなと思っております。ありがとうございます。

順番にちょっと質問させていただきたいんですけども、まず、1-1の温暖化対策の部分なんですけども、27.1%の削減に関して、あえて不安材料があるとすれば、どこにありますでしょうかというのが、まず簡単な御質問です。

もう一つの付随しての質問は、多分、温暖化対策は、もう環境省さんだけの話ではなくて、特にGXとの絡みというのは結構大事だと思うんです。特に冒頭でも御紹介がありました、GX、今年成立しました排出量取引制度なんかの実施がどうなっていくかということも、全てこの結果部分に影響してくるかなと思うので、この政策評価の枠組みの中でどうやって扱うかということからちょっとはみ出てしまうかもしれないですけども、その辺はどうやってやっていくのか。評価の中に、評価というか、自分たちの進展の中で把握していくのかについて、少し示唆

があればうれしいなと思いました。個人的には、キャップなき排出量取引制度が進むことにごく不安を感じているので、そこをちゃんとチェックしていきたいというのがまずございます。

次が、1-2のJCMの部分で、ここはちょっとそもそも論のところでも恐縮なんですけども、これは、1億トン、は、大本でいうと適切にカウントしていきますという整理だったと思います、NDCの中で。これ、でも、NDCの中で適切にカウントしていきますと言っているものを、国際的な貢献の文脈で語って大丈夫なんですかは、ちょっと気になってまして、最終的に。

というのは、NDCでカウントするということは、基本的に自国のためにやりますよという部分が出てくるので、それを1-2のタイトルの中で語ってしまっただ大丈夫ですかというのは、少し気になる部分であります。

あと、これは次、2-2の地球環境の保全に関する協力の部分なんですけども、多国間の案件が、TEMUとかいろいろ協力しているけど、案件としてはゼロみたいなことに読めるんですよ、指標のトラッキングで見ると。これはそうなんでしたかというのを、ちょっと、これは多分、地球局系さんでやっていらっしゃるものだけしかカウントしていない。自然局系さんは入ってこないのかなとか、ちょっと気になりまして。

というのは、さっきの亀山先生の御質問にもちょっとつながるんですけど、これ、多分将来的には、例えば、NbSをやりましたみたいな話とかも入ってくるのかなと思ったときに、そういうもののカウントをどうするんだろうというのは、ちょっと気にはなりました。

資源循環の話も言いたいんですけど、我慢して、問題の項数が多いので、5-1のほうに飛ばせていただいて、ごめんなさい。単純に幾つか気になったポイントがありまして、ネイチャーポジティブ経済移行戦略での進展の部分というのは、どうやって把握していくのかなというのは、気になっております。

というのは、これざっくりした質問でも恐縮なんですけども、恐らく5-2とか、それ以降のところ、国内の取組についてはかなり精緻にトラッキングができるのかなと思うんですが、先ほどのScope3の議論にもちょっとつながるんですけども、私たち、ちょっと気になっているのは、企業さんのサプライチェーンなんかも通じた日本の負のインパクトが海外に与える影響というものを、ちゃんと日本は減らしていく努力ができているかと。ネイチャーポジティブ経済移行戦略はそこにも一部突っ込むものだとして理解をしているんですけども、その進展をちゃんとトラックしていただけるのかどうか少し気になりましたというのがあります。

その意味で、例えば開示の部分とか、経団連さんのアンケートなのでちょっとあれですみ

たいなこと書いていらっしゃるんですけども、TNFDの数とかを数えないのかしらとか、あと、ネイチャーポジティブの宣言だけをカウントするというのだけじゃなくて、SBTNだとか、その他もろもろのいろいろな枠組みがあると思うので、そのカウントはしていかないのでしょうか、ちょっと気にはなっていました。

ちょっと数が多いので、一旦ここでやめます。すみません。

【大塚座長】

どうもどうも、ありがとうございます。

では、オンラインのほうに移ります。蟹江委員、どうぞお願いします。

【蟹江委員】

ありがとうございます。とても包括的な御報告ありがとうございました。

1点ちょっと気になっているのが、今年SDGsのボランタリーナショナルレビューという国のレビューをしたんですけれども、その中でどのぐらいの指標が取れているかというのをチェックしています。それは総務省が出していた指標で図っているものなんですけれども、それを見ると、実は、今日、今お話しいただいたような話ですね。例えば目標の12の資源循環のところとか、あと目標14、15、海と陸の生態系のところの日本のデータがかなり取れていないんですね。12とかは四つぐらいしか取れていなくて、あとは未整理というふうなことになるんですけれども、今の御報告をいただいたりしても、かなり資源循環系のデータは取れているように思うんです。

例えば、マテリアルフットプリント及び1人当たり、GDP当たりのマテリアルフットプリントとか、国内総物質消費量であるとか、あと、取れていないので、有害廃棄物の1人当たり発生量とか、リサイクル、各国、再利用率、リサイクルされた物質のトン数とかですね。ダイレクトにそれじゃなくても、結構近いものは取れているがあるように思うので、ちょっとこの辺りの調整をしていただくことが大事ではないかなというふうに思いました。

既にやられているのかもしれないですけども、このSDGsのグローバル指標との関係とこの環境政策評価、指標との関係の状況、整理状況について御説明いただきたいのと、まだやっぱりそれほどできていないのであれば、ぜひ取れているものが取れていないというのは非常にもったいないことで、特に環境関係のところはかなり改善できるんじゃないかなというふうに思いましたので、その辺りのことをお伺いできればと思いますというのが一つです。

それから、もう一つは、この指標とか図っているところで、かなりほかの課題とのシナジーとかが生じているところというのがあるように思います。例えば政策関係で言うと、気候変動と貧困の問題とか、そういったことが割と問題に日本の国内としてなってきているので、厳密に環境というふうにとどまらずに、むしろそういったところまで広げて評価していくということが、環境省の役割をこれから、ただでさえ皆さん忙しいところはあると思いますけれども、広げていくという意味でも、それは日本の全体の政策の統合という意味でも非常に大事なことだと思いますので、いいと思うので、何かもう少しこういう環境以外の側面について指標、あるいは評価をしていくということもやったらいいんじゃないかなというふうに思いました。二つ目はコメントです。

一つ目について、何か教えていただければと思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、酒井委員、お願いします。待たせて恐縮です。

【酒井委員】

ありがとうございます。ここまでの3件をお聞きして、全体として相当程度進展ありという方向での評価、そして、また少し課題的なところを的確にまた表現しているというところで、全般としては的確な評価を進められつつあるというふうに拝見をいたしました。

その課題部分に関しても、私がよく関わっている循環廃棄物部分でいくと、循環利用率の点であるとか、それから、あと百瀬委員が指摘された食品リサイクル関係の特に外食関係の指摘とかいったところも課題として相当強く認識されている表記は取られていますので、この方向で整理いただいていいんじゃないかなというふうに拝見をいたしました。

百瀬委員が言われたところは、今年の春の基本方針の見直しのところで、もう相当強く認識されておりましたので、今後の展開に期待するという方向で見ていきたいというふうに個人的には思っています。

特に国民、市民との協働作業部分が合省関係はやはり多い。もちろん構造的な問題として、先ほどのリサイクル事業者や、その問題というのはあるということの指摘は強くなされていますので、そこの改善を目指していただかなければならないんですが、やはり市民の行動とここ

は結構リンクするところがありますので、そういうところと併せた取組が必要な部分じゃないかというふうに認識します。

それと、あと評価が的確じゃないかというふうに申し上げたのは、例えば廃棄物関係でいくと、今回、災害廃棄物対策のところでは新指標、新たに水害とか教育・訓練のところというところを設けて、一歩踏み込もうとしているというようなところは、そういう意味で的確と見ていい部分じゃないかなというふうに思っております。

それと、この4-1から4-7というところの枠組みで見ますと、やはり4-1の循環型社会の構築という、ここの部分が最初の循環基本法、2000年の中間基本法をベースにしっかりと広く捉えているというところで、ここはいいんですけども、その一方、循環経済ということでの社会の構造化に向けての取組、ここが今後もっと力を入れるべきではないかということで、第五次の循環基本計画というところは策定されましたし、それが政府の国家戦略というところまで消化されているということを考えますと、やはり循環としての統合展開、もちろんこれは全体が統合展開、カーボンニュートラル、それから循環経済、ネイチャーポジティブというところでの環境政策の骨格に置いておられますけれども、循環としての環境経済社会への統合展開というところを今後どう見て、そしてこの評価の枠組みにどう入れていくかということも考えていかねばならないのかなというふうに思っておりました。

先ほど、ちょっと蟹江先生のほうから、SDGsの指標が資源循環関係をしっかりと把握できていない、あるいは、把握しているはずなのに表現されていないという御指摘がございましたが、この問題は昨年の第五次の循環基本計画の指標の扱い方の中でも認識をされている部分がありまして、それでまだ過去の指標は十分には把握はできていないけれども、今後しっかりモニタリングがいるねというところの指標に関しても、計画の中では提示をするという少し大胆なことをやっていますので、そういったところで今後充実されてくるところと、それから蟹江先生がおっしゃられた、取れているはずなので、もう少し工夫して示したらどうかといったようなところを整理していくという作業は必要だということでは、御指摘のとおりかというふうに聞かせていただきました。この辺は、御担当の方はちょっと御苦労されるとは思いますが、期待をしたいと思います。

以上でございます。

【大塚座長】

すみません、このパート、シナリオだと、もう13時55分には終わっていないといけないん

ですけども。ということで、とても時間がないので、私はほとんどもうしゃべる余裕はないですけど、相当程度進展しているところがほとんど全てだと思いましたけども、的確に評価されていると思いました。

一言だけ。木村さんが野生生物のところをお話いただきましたが、熊の話もされましたけど、ちょっと今、国民的には結構関心の高いところになっていて、人間の生活の場所と熊をはじめとする野生生物の生活場所の分離のようなことが、なかなかうまくいなくなっているという状況が、気候変動とかも含めて影響だと思いますけども、出てきておりますので、それに関する指標をちょっとつくっていただくと。

あと、ハンターの数も減っているとかということもあって、ある意味、本当に対応ができなくなっているような問題が国民的な関心になっておりますので、先ほどお話しいただいたわけですが、この評価書の中には熊の話はほとんど出てきていないので、別に熊に限らないですけども、ちょっとその辺の指標をもしひとつおつくりいただくと大変ありがたいかなというふうに思いました。私からはそれだけです。

各局それぞれ2分ぐらいでお答えいただくという、とても難しいことをお願いすることになりますが、よろしいですか。

地球環境局からお願いします。

【地球環境局】

ありがとうございます。

まず、百瀬委員からいただきました、農地の施肥に伴う排出でございます。こちらは温対計画でも、この過剰な施肥をやめることで削減しようということが書かれていまして、農水省さんのいわゆるみどり戦略でしっかり進めるということになっています。

その上で、環境省として、この温対計画全体のフォローアップの中で、何か環境省で連携できることがないかといったような視点も含めて、他省庁さんとの連携を考えていくのかなと思ってございます。いただいた御意見を踏まえてということかと思います。

また、亀山委員からいただいた国民向けの危機感のところにつきましても、これもいただいた御意見を踏まえて、しっかりこれからも考えていかなければいけないと思いますが、これまで自分事になっていないものに対して、CO₂だけでなく、金銭価値化をしてみせるとか、いろいろな工夫はしておりまして、さらに最近でいきますと、気候変動に関する科学的知見そのものについても、繰り返し我々は発信していかなければいけないんじゃないかという思いも

持ってまして、最近でも副大臣のメッセージ動画を昨日公開したりとか、そういう取組はしておりますが、メディアの特性に応じた取組というところは、引き続き考えさせていただきたいと思います。

また、まさに企業のScope3で海外の拠点が含まれるというのは、おっしゃるとおりで、一方で、これまでのJCMについては、多分廃棄物発電とか、太陽光発電といったインフラ系が多いんですが、海外の削減を進めるという意味では、日本のグローバル企業のScope3の取組の促進は大事でございますので、枠組みはいろいろあるんですが、例えば開示の促進をしていくとか、そういったようなことを通じて企業のScope3、引き続き強化していきたいと思います。

あと、山岸委員からいただきました、全体の不安材料みたいなところでいきますと、特に産業部門の削減については、現状は順調なんですけれども、やっぱり生産減に伴うものというのもありまして、そういったところは気になるところではございます。

また、御指摘の背景にあるGX-ETSが今後どうなるかは、これからまさに制度設計を経産省さんの委員会でもやっていますし、環境省の関わりとしては、温対計画のフォローアップの中で、どのようにNDC全体を見て取組を進めるかというところで、環境省としても関わっていきたいと思いますし、制度につきましても、透明性の向上とか、そういった観点で環境省のこれまでの知見も生かしていきたいと思ってございます。

あと、JCMがNDCに使うのに国際貢献にカウントしていいかというところでいきますと、ある種、折半している部分もあって、先方さんでの削減というところもございますので、そういったのも踏まえてこちらにカウントしているということかなというふうに理解はしてございます。

あと、国際協力の案件がゼロかというのは、もしかしたらちょっと様式が見にくかったのかもしれませんが、数字が上段、下段に分かれておりまして、上段のほうの数字がマルチで、下がバイといったようなことだと思いますので、ちょっとバーになっているように見えるんですが、上と下というところで、それぞれ数字を地球環境局以外のものも含めてカウントしているという理解でございます。

一旦、私からは以上です。

【大塚座長】

では、吉野さん、お願いします。

【環境再生・資源循環局】

環境再生・資源循環局です。

酒井先生からも様々フォローをいただきまして、ありがとうございます。

まず、百瀬委員からの御指摘、食品リサイクルの関係でありまして、小規模事業者の認識が甘いとかという御指摘、それは先ほどの基本方針の見直しのときにもしっかりと認識はされておりまして、例えば年間セルが100トン未満の事業者の実施率が低いので、その情報発信を強化するとか、あとは、先ほど、登録再生利用事業者制度の認知度を高めるとか、そういったことですとか、あとは自治体とか事業者等の連携によつての先進的事例の構築・周知とか、そういったこと、主として、認知度の向上ですとか情報発信みたいなところを中心にですけども、やっぱり取組がまだまだ必要だということで、基本方針も改定をしたところですので、そういったところでしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、再生利用計画が半年たっても通らないみたいなお話がございましたけども、その辺りは、ちょっと私もつぶさには把握していませんけども、状況はちょっと確認してみたいなというふうに思います。

それから、蟹江委員からSDGsのナショナルレビューとの関係で御指摘ありまして、ここは正直、私も具体的にちょっとナショナルレビューでどういう指標を国として登録しているというのをつぶさにはちょっと存じ上げていないんですけれども、今日もいろいろな指標がございましたし、ここに入っていないものを含めて、循環基本計画のフォローアップですとか、そういったところも含めて様々なデータは取っているというふうに認識していますので、おっしゃるとおり、取れている、実は近いデータはあるんだけど、うまく整理、当てはめられていないんじゃないかみたいなところは多分きつとあるんだろうなと思いますので、これは資源循環の分野だけじゃないかもしれませんけれども、ちょっと中でも確認してみたいなというふうに思っております。

それから、酒井先生からのお話で、4-1の循環経済ということをしつかり位置づけて、これをどう捉えていくかというようなお話でございました。こちらは基本計画の点検作業をやっていくという話もさせていただきましたけれども、まずは、今年度はその事業者間連携とか、地域の循環システムといったことについてレビューをするということになっておりますけれども、新しい計画に即した形でどういうふうにレビューをしていけるかということも含めて、しっかり議論しながら進めていきたいというふうに考えてございますし、あと閣僚会議の中でも、政策パッケージということで関係省庁を含めて取り組んでいますので、その進捗状況については、

うまくしっかりまとめて、出せるものは出していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【大塚座長】

自然環境局様、お願いします。

【自然環境局】

山岸委員からいただいた、ネイチャーポジティブ移行戦略の進展をどう把握するのかというところでございます。策定の後、昨年度をかけて、少しその戦略の深掘りというのをやってございます。ちょっとまだアウトプットはできていないんですけれども、もう間もなく多分具体的なその工程というか、そういったものを出していきたいというのは考えてございまして、それがちゃんとどう進展していくかというのが、一つなのかなというふうに思っております。

その上で、ちょっと国際的なインパクトをどう把握するかというところは、多分様々議論はあって、課題なんだと思っております、この取組の中でもしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

あと、大塚先生からありました、熊のすみ分けでございますけれども、そうですね、ハンターの数です。こちらについてもちょっと指標をどうするかというのは考えさせていただければと思います。

すみ分けについては、例えば鳥獣行政は県でやってございますけれども、県の計画の中で、たしか、長野県などしっかりとどこが保護するところで、そうじゃないところはどこかというのをしっかりやっているような自治体もあるというふうに聞いてございます。ただ、自治体によっては、やっぱり計画の内容の濃度みたいなものは違いがあると思いますので、どのように情報を拾っていくかということは考えていきたいというふうに思っています。

ハンターの数も、戦後はかなり減ってきてはいますが、直近でいうと少し増えているというところであります。

一方で、熊を捕獲できるという人はかなり数が限られておりまして、各県の情報をもとに把握する限りだと3,000人ぐらいはという数でございますが、それをしっかりと維持というか、増やしていくというか、そういった取組を人材育成、交付金なんかで支援もしてございますけれども、こういうのをしっかりやっていかなければいけないという課題は認識しております。

いずれもちょっと指標をどう追加するかというのは、担当部局ともよく相談させていただい

ればというふうに思います。

以上でございます。

【大塚座長】

どうもどうも、端的にお話しいただきまして、ありがとうございました。

では、次の三つの施策に移りたいと思います。恐れ入ります。施策の6、化学物質対策の推進、施策の9、地域脱炭素の推進、施策の10、放射性物質による環境の汚染への対処につきまして、順に御説明をお願いします。

まず、環境保健部様からお願いします。

【環境保健部】

環境保健部企画課の大倉でございます。

保健部からは、施策の目標6-1から6-4に係るところ、ページの番号で言うと46ページから説明させていただきます。ちょっと時間も押しているので、ちょっと駆け足になると思いますが、恐縮でございます。

最初、目標6-1でございます。

環境リスクの評価ということで、化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するということでございまして、全体としては47ページにあるとおり、相当程度進展ありというふうにしております。

個別の指標群で見ますと、指標1、2ですが、化学物質環境実態調査、環境リスク初期評価について、一部ちょっと入札が不調になったり、評価に足る科学的知見が存在しない候補物質が多かったという等で、一部目標を下回りました。

指標3、4、5、6は、そこは目標を達成してございます。例えば指標4、多分人々の関心が高いPFASも含めた化学物質について、人へのばく露量モニタリング調査というのをやってございますけども、いわゆるヒューマンバイオモニタリング調査をしておりますが、令和6年度に得られた生体試料の分析データ数は4,808ということで目標を達成してございます。

指標5のエコチル調査も、引き続き高い参加者追跡率を維持しておりまして、今でも94%という、非常に全国10万組の親子に御協力いただいておりますけども、非常に高い参加率を維持していただいております。

続きまして、49ページ目になりますか、資料の6-2の環境リスクの管理ということでござい

ます。

こちらは化審法及び化管法に基づく化学物質のリスク評価等を実施しているものでございますが、こちらのほうも全体としては評価のとおり、概ねといいますか、相当程度進展ありという評価をさせていただいてございます。

一部、目標を達成していないものがありますけれども、基本的には概ね進捗しているかなと思ってございます。例えば指標1とか指標3は、化審法及び化管法に基づくしっかりデータが得られているかということもございますけれども、例えば化審法においては、評価対象物質のうち有害性情報が得られていない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てを一応評価しているということをしてございます。

指標2のところは、国際的なOECDのテストガイドラインとして、その取組を加盟各国が推進するということでございますけれども、我が国としてヨコエビ試験法のテストガイドライン化に向けて、そのガイドライン案のブラッシュアップを行っており、目標を達成してございます。

指標4の化学物質のアドバイザー講演回数も目標を大幅に上回る数を実施しまして、達成してございます。

続きまして、目標6-3でございます。

これは国際的な取組のところを書いてございますけれども、こちらのほうは目標を達成しているという評価をさせていただいてございます。

個別に申し上げますと、指標1のPOPs条約対応でございますが、条約に基づく対象物質、候補物質などをモニタリングしているところでございますけれども、目標どおり11物質群について、着実にモニタリングを進めてございます。

指標2は水銀条約関係でございまして、途上国の支援プロジェクトをしているわけですが、一時、新型コロナウイルス感染症によって、ちょっと若干停滞したところがありますけれども、第5類移行後、令和6年度は目標値16件を設定して、その目標値を達成してございます。

指標3は、いわゆる化学物質の分類及び表示に関する世界調和システムのラベリングシステムの分類を経産省、環境省、厚労省で分担してやっているところでございますが、こちらも着実に実施してございます。

ちょっと駆け足で恐縮ですが、最後に、目標6-4の毒ガス弾対策でございます。

平成15年度の閣議決定文書に基づきまして、内閣官房の指示の下、環境省が被害の未然防止のための施策を実施していることでございますけれども、事柄の性質上、あらかじめ目標設定

というのは難しいんですが、地権者の要望に基づいて環境調査を行って、医療手帳交付者に対して適切に事業を実施しているという状況でございます。

駆け足ですけども、以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。

地域脱炭素推進審議官グループ様からお願いします。

【地域脱炭素推進審議官グループ】

地域政策課の今井でございます。御説明差し上げます。

ページは、55ページ目からでございます。一つ目が地域脱炭素の推進ということでございます。

地域脱炭素の推進に関しましては、4年前の2021年、令和3年に地域脱炭素ロードマップを策定いたしまして、それに基づいた取組をしているということでございますが、本年度が概ね中間地点と申しますが、2030年に向けた一つの区切りの年ということになってございます。

指標につきましては、いわゆる脱炭素先行地域の選定等を始めとしまして、自治体の実行計画の策定状況等を含めて五つ設定をしておりますけれども、概ね相当程度進捗ありという形で全体としては整理をさせていただいたということで、56ページ目に記載をさせていただいております。

まさに先ほど地球環境局からも御説明がありましたが、地球温暖化対策計画が2月に改定をされまして、地域脱炭素に関しては、今後、2026年から2030に向けて実行集中期間という形で位置づけて、さらに進めていくということとしたところでございますが、今後、当面2025年度までに、少なくとも100か所の地域を脱炭素先行地域に選定すると、これを2030年までに実現するというようにしてございますので、この選定と実現をしっかりやってまいります。

それから、自治体の計画に関しましては、策定状況自体は大分進んでございますので、この中身をしっかりと充実させていくことに加えまして、小規模の自治体等、なかなか自力では難しいところに関して、広域の自治体等との連携を含めてどう進めていくかということが今後の進め方として書いているところでございます。

それから、防災とのシナジーという意味では、避難施設等に再エネと蓄電池を入れて、平時と緊急時の双方に役立つような形でやっていくというような事業も国土強靱化の計画に位置づ

けてやっておりますので、これも加速化していくということを考えているところでございます。

次に、引き続きまして、目標9-2のほうの57ページ目、地域循環共生圏づくりの推進ということを書いてございます。

脱炭素に限らず、環境全体をよくしていく中で地域をつくっていくということで、地域循環共生圏づくりの推進というのを引き続きやらせていただいているところでございます。

この指標につきましては、まずは自治体目線で、これに取り組んでいるところの数を増やしていくということで、この指標については概ね順調に達成しているということで評価をしているところでございます。

58ページ目に少し書いてございますけども、こういった拡大をさらに進めていくということとともに、地域循環共生圏のような地域の枠組みづくり、プラットフォームを形成しているものについて、地域社会の大きな変化、例えば、いわゆるトランジションと言われているような脱炭素に伴う社会経済変化みたいなものに、こういった地域の取組をどう生かしていけるかといったことを各地域と広げていったりとか、もしくは自治体ですとか、民間主体がそれぞれ自ら進めるだけじゃなくて、中間支援機能とっておりますけれども、地域の中でそういったものを助ける主体をどう育てていくかとか、そういったことを含めてさらに広がりをもって進めているところでございます。

御説明は以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、環境再生・資源循環局及び環境保健部からの御説明、お願いします。

【環境再生・資源循環局】

まず初めに、目標10-1から10-3について環境再生事業担当参事官室、在元のほうから御説明いたします。

まず、目標10-1、放射性物質により汚染された廃棄物の処理についてでございます。

こうした廃棄物につきましては、解体撤去をした上で、仮置場に搬入しまして、燃やせるものは焼却処理により減容化をしつつ、最終的に埋立処分を行うというフローで事業を実施してきたところでございます。

こうした事業の進捗ですけれども、まず、福島県内につきましては、対策地域内の家屋の解

体工事は概ね完了しておりまして、廃棄物の焼却処理、あと埋立処分も着実に進捗しているという状況でございます。令和6年度の埋立処分量、目標は約1万8,000m³ですが、実績が2万7,500m³と目標を上回って進捗しているという状況でございます。

次に、福島県外の汚染廃棄物につきましては、各県それぞれの状況を踏まえて対応を進めているところでございます。宮城県においては、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の焼却等の処理を優先的に推進するという方針で進めておりますし、栃木県においては、指定廃棄物を保管している農家の負担軽減のために、暫定集約を市町村単位で進めるということとしております。こうした方針に沿って取組を着実に進めているところでございます。

続きまして、目標10-2、汚染対処特措法に基づく除染等の措置、また中間貯蔵施設事業についてでございます。

まず、除染についてでございますけれども、福島県内では、帰還困難区域以外においては除染を終了しまして、仮置場に保管した除去土壌等の搬出も概ね終了しているところでございます。

したがいまして、保管物の搬出を終えた仮置場の原状回復、それから返地が今の主な取組になってございます。除染特別地域内において目標331か所のうち令和6年度末時点で263か所の原状回復が完了するなど事業は着実に進捗しているところでございます。

続きまして、福島県外の除染によって生じた除去土壌につきましては、これまで保管を継続しているところでございますけれども、令和7年3月に有識者からの助言、あとは実証事業の結果等を踏まえまして、汚染対処特措法施行規則の一部を改正しまして、除去土壌の復興再生利用や埋立処分等の基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表いたしました。

また、中間貯蔵につきましては、令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針に沿って事業を実施しまして、令和6年度末までに累計約1,400万m³の除去土壌等を搬入するなど、事業は順調に進捗していると考えております。

また、これからは県外の最終処分に向けて取組を進めていくフェーズでございまして、県外最終処分に向けた復興再生利用の取組等も進めていくとしております。先ほど述べました埋立処分等の基準と、あと同じく令和7年3月に取りまとめた県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年以降の進め方というものも踏まえまして、復興再生利用などの取組を進めていくということにしております。

最後、目標10-3ですが、帰還困難区域内の特定復興再生拠点等の整備ということで

ございます。

まず、特定復興再生拠点につきましては、令和5年までに避難指示は解除されておりまして、現在は新しく制度としてできました当該特定復興再生拠点区域外についても避難指示を解除しまして、住民の帰還を進めていく区域として定められる特定帰還居住区域について、町が作成して認定された計画に基づきまして、除染、また家屋等の解体などを順次進めているところでございます。

こうした取組状況を踏まえまして、目標10-1から10-3、いずれも相当程度進展ありと評価しているところでございます。

私からの説明は以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

【環境保健部】

続きまして保健部から10-4を少し説明します。51ページ目からでございます。放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策についてでございます。

全体としては、相当程度進展ありというふうにさせていただいてございまして、指標1から3、放射線の健康影響に関する調査研究であるとか、リスクコミュニケーション活動に対する支援であるとか、住民セミナーや少人数での意見交換会の実施というところについて目標を達成してございます。特に受講者満足度が高いというようなデータも出てございます。

他方で、指標4でございますけども、放射線の健康影響に関して正しい情報発信をしていくという事業でございますが、いわゆる被災地における放射線影響について、次世代以降の人、将来生まれてくる人に対して、お子さんとかお孫さんに健康影響が起こるんじゃないかというアンケートを行っているんですが、これは今得られている科学的知見では起きないというのが正しいんですけども、全国調査をすると約4割の方が起こる可能性が高いというふうに回答されていまして、それを半分にしようというのを、今、政策目標としてやっております。

令和6年度の調査結果は、昨年と比較してほぼ同等の38.3%ということでございまして、さらなる努力が必要だということでございますけども、一方、アンケート調査の直前に若者向けに制作した放射線の健康影響等に関するコンテンツを提示した場合、それが27%まで低下するというような知見もありますので、こういった新たな知見を生かしつつ普及啓発事業の工夫

を重ねてまいりたいと思ってございます。

10-4は以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御発言をお願いしたいと思います。札を立てていただくか、挙手ボタンを押していただくか、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、山岸委員、お願いします。

【山岸委員】

ありがとうございます。

ちょっと順番が逆になってしまうんですけど、まず、9-2の地域脱炭素のお話からなんですけども、9-3のほうで少し中間支援組織の話について言及いただいたかと思うんですけども、地域の脱炭素を、今、ここで掲げていただいている目標は、結構、先進的な地域を作り出すことにかかなり重きを置いた指標が多いかなと思うんですけども、結構、地域の人たちとの話で言うと、キャパシティーの不足というか、助けてくれる人の不足みたいな話というのが結構頻繁に上がってくると思っています。

自治体の中にキャパシティーが不足していますのもありますし、そもそも我々みたいなその市民団体の側で見ても、市民団体でもそのカウンターパートがないということが結構よくあるので、地域なんかに行きますと。そういう地域のキャパシティーをどうやって高めていくのかというのは、結構この地域脱炭素の観点からかなり重要なポイントじゃないのかなと思ったので、先ほど9-3の文脈で中間支援組織みたいなものをどうやって育てていくかも課題ですみたいなお話があったと思うんですけど、9-2の文脈でも、そういうのはあるんでしょうかというのが御質問、大きなポイントからずれてしまいますけども、御質問です。

付随的に全然違う文脈で、今度6-3に戻るんですけども、個人的にちょっと気になっていたんですが、水俣のほうでの水銀の規制の影響を受けて蛍光灯の製造・輸出の禁止の規制が入りますよね。あれは全然文脈が違うんですけど、温暖化対策にもちょっと関係があるかなと思っていて、この辺は順調なんだろうかなというのは、ピンポイントなお話で恐縮なんですけども、お聞きしてみたかったというのがあります。

以上です。

【大塚座長】

LEDとの関係があると思いますので、後でお答えいただきます。

百瀬委員、どうぞ、お願いします。

【百瀬委員】

ありがとうございます。

環境省が多方面で成果を出されていることはわかりました。民間の汚染物質対策のところで山岸委員もおっしゃられましたが、蛍光管の適正廃棄についてです。蛍光管はもう生産がなくなるということは聞いており、そのために、今使っている蛍光管からLEDへの変換を順次進めています。ただ廃棄蛍光管の取扱いが大手企業ですと産廃業者に委託して適正処理をしています。ですが、本当に中小の企業ですと、家庭の蛍光管と同じ取扱いをしていて、産廃処理ではなくマニフェストも発行せず、新しく蛍光管を買ったときに販売店に持って行って、店舗から産廃として排出しているようです。現在、どれくらい全国にまだ蛍光管があって、使われていて、それがいつLED等に転換するのかということについては、ちょっと心配しています。

そういうようなすごく小さなことかもしれませんが、全世界的に水銀をやめようという話はもう随分前から起こっているにもかかわらず、一般市民はあまり知られていないということがあります。

ですから、こういう化学物質の中でも、一般市民や小規模事業者が関わっているものについては、何らかの対策に対する指標があった方が宜しいのではないかなと思いました。

それから、化学物質については、水道水の汚染に関して、PFASが水道水から検出されたと報道されていました。例えば、飛行場のすぐそばの水道水に関して、消火器から消火液由来の化学物質が入っているのではないかと、随分言われています。が、そういった私たちが普通に生活する上で化学物質が原因で何らかの健康被害があるんじゃないかと、報道はされても、それに対する対策はあまり耳に入っていないので、そういった一般市民に関する、特に水道の化学物質に関する汚染の指標があってもいいんじゃないかなと思いました。

それから、最後に、放射線汚染に関することです。私ども民間は、生物多様性保全のために森林活動を一生懸命やっています。明日から陸前高田市に行くのですが、東北の森に関しての放射線汚染、土壌や森林資源について除染しないけど大丈夫なののでしょうか。そうした森や草むらの中で、一生懸命、森林間伐ですとか下草刈りをやってくるわけです。また、地元自治体

の職員から、「山菜を持っていかないでくださいね」と言われたのです。「山菜に対する放射能汚染があるかないか分からないので、持って出ないでください、キノコも取らないでください」と言われている森の中で、私たちは森林活動をやってもいいのかなと不安です。ぜひ、森林に関する放射能汚染がないのならないと言っていただくと、安心できます。安全かどうか誰も分からない状態で、森の中に生えているものは食べないでくださいということだけ言われても、困ってしまいます。そういった安全安心指標もあるとありがたいなと思いました。

雑駁ですが、以上です。

【大塚座長】

亀山委員、お願いします。

【亀山委員】

ありがとうございます。

先ほど、ちょっと時間を気にして質問しなかった部分を含めて、今回、3件、質問じゃなくて、意見を言わせてください。時間の関係上、回答は不要です。

一つ目は、先ほど御説明いただいた目標5の生物関係なんですけれども、全体的に生物多様性のことは結構やっていらっしゃるんですけれども、ワシントン条約関連の話が随分少なくなっているなというふうに気になりまして、その辺り、もし取組があるのであれば、どこかに書いていただきたいと思います。

具体的には象牙の輸出入がどうなっているとか、あと、最近聞いた話だと、サイガの角の粉というのが、日本人も摂取しているんですけれども、日本人は全然分かっていないというのが海外では有名になっていて、やっぱりそういう問題について、環境省さんがしっかり把握されている必要があるなというふうに思ったので、ワシントン条約関連をできれば引き続ききちんと評価し続けていただきたい、政策評価し続けていただきたいということです。

二つ目が、目標6-3、化学物質に関する部分ですけども、ここに書かれているように、もはや日本国内のPOPs関連の化学物質だけではなくて、日本国外、グローバルを見てどうなっているのかとモニタリングする必要性、そこに日本が貢献していくというのは非常に重要だと思いますので、こちらも国際的な地球規模での貢献を引き続き頑張りたいいただきたいというのが二つ目の意見です。

三つ目の意見は、目標9-1、地域脱炭素ですけども、私も幾つかの自治体レベルで関わって

いますと、自治体、縦割りというんですか、自分の市の中で全部完結しようとするんですよ。だけれども、日本国内で見ると、再生可能エネルギーだって、やりやすい地域とやりにくい地域とあったりして、できればそういう特色の違う地域がうまく連携して、あなたのところの太陽光発電のものを買いますみたいな、そういうのを横につなげていただく役割というのは環境省さんができるといいなというふうに、常日頃、思っております。ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

オンラインの先生方はよろしいですかね。

では、私からも一言だけ申し上げさせていただきますが、地域循環共生圏のところで、9-2だと思いますが、この指標自体は、指標の1というのは大事だと思っているんですけど、先ほど58ページの辺りで、今井さんのほうから言われたこととも関係しますが、この最終的な目標としては、各地域が自立して地方創生に役立つというところになってくると思うので、補助金なしでも自立していけるような状況になることが、多分、最終的な目的になってくると思いますが、環境政策をやりながら持続可能性を自治体自体が持つということになっていくと思うんですけども、それに関連するような指標をもしつくっていただくと、幾つできたかという話ですけど、めちゃくちゃ大変な話だと思うので、言いながら、ちょっと申し訳ないなと思いついて言っているんですけども、ただ、これは最終目標はそこだということは、多分、どこかで明らかにしていただくと大変ありがたいかなと思っていました。すみません。これは私自身にも跳ね返ってくるような話で恐縮なんですけど、一言申し上げさせていただきます。

酒井委員、どうぞ、お願いします。

【酒井委員】

すみません、時間がないといった中で、後出しで申し訳ないんですけども、先ほど、亀山委員が化学物質のモニタリング、日本以外、国外を大切にしてほしいという御意見がありましたので、その関係で、今回の6-3ですか、国際協調の取組の中のPOPsモニタリングの物質数11物質を対象にモニタリングができていますと。それがR5年度の目標で、その後も同じ数字で評価していますということですが、POPs条約は、結構、物質追加がずっとされてきていて、

その物質群の把握の仕方ということも関係すると思いますが、ここは更新していつてしかるべきかというふうに拝見するんですけれども、これは11でいいというふうに判断しておられる理由を聞かせていただきたいということでございます。お願いします。

【大塚座長】

ほかにはよろしいでしょうか。

すみません、私、一つ確認させていただきたいんで、恐縮ですが、化学物質のところ、目標6-1との関係で、判断根拠のところ③ところで、内分泌かく乱作用に関して11の物質を選定し、目標達成したというふうに書いてあるんですけど、ここはどういうふうに達成したことになるのかというのを教えていただけるとありがたいです。すみません、これは基本的な質問で恐縮です。

では、今の御質問、御意見に関しまして御回答いただければと思います。すみません、簡単に御回答いただければと思います。

まず、環境保健部様から。

【環境保健部】

すみません。いろいろいただきましたけども、ありがとうございます。

最初に、水銀条約絡みというか、蛍光灯の話でありますけども、水銀条約対応は、製造・輸出入を2027年までにやめるということになっていまして、その対応として、メーカーさんも製造をやめるということを発表されたりしていますが、ただ、使用を禁止するわけじゃないので、それは別途脱炭素の対策で交換していくということになります。それは、今、様々な政策でやっているところでございますけども、例えば、政府が率先するという意味だと、政府実行計画の中で2030年までに全部LEDに変えるというようなことを立てていますので、そういったことも含めて交換のほうも、順次、我々として進めていくということにしております。

続きまして、先ほどの酒井委員のお話でございますけども、亀山先生も含めてでございますが、POPs条約の11物質の選定の方法という考え方ということでございますが、化学物質環境実態調査の在り方についてという平成22年3月に出された文書に基づいて調査対象物質の選定要件を決めているということでございます。

加えて、先ほどの大塚委員のお話でございますが、すみません、ここは私が今すぐお答えできる知見がないので、先ほどの酒井委員の話もそうですけども、担当課に確認して、別途お答

えさせていただきたいと思っています。

いずれにしても、国際対応を頑張れとかという話は、我々としてもちゃんと受け止めて頑張っていきたいと思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、地域脱炭素推進審議官グループ様、今井様、お願いします。

【地域脱炭素推進審議官グループ】

地域政策課の今井でございます。

まず、山岸委員からいただきました、中間支援組織のお話でございます。当然、地域脱炭素といった場合は自治体の行う脱炭素政策の支援ということでございまして、このキャパシティの不足は、まさにおっしゃるとおりでございまして、小規模な自治体をはじめとしまして、なかなか人員の不足とか専門知見の不足が非常に深刻な状況にあるということはおっしゃるとおりかと思っております。

そうした場合、まずは自治体さんを直接的に自治体さんの中の人材にまずきちんと専門知識とかいろいろな基礎的な知識を持っていただくためのセミナーとか講座とか、そういうことをやっていたりとか、もしくは中に入ってお手伝いいただくような専門人材の派遣を環境省で人を準備してマッチングしてやっているところです。そういった形の支援というのをまずやっております。

それに加えて、亀山委員から後でいただいた御質問の縦割りの話もちょうと重なるんですけども、単独の自治体でやるのはなかなか難しいというのがまさに実際出てきておりまして、こういったものについて、例えば、連携中枢都市圏ですとか、そういう形で大きな自治体と周りの周辺の自治体みたいな形の連携でやっている例、こういったものを先行地域で、例えば北九州市とか、熊本市とか、そういうところでもやっていますけども、そういったものを一つモデルケース的にやっていく話ですとか、もしくは都道府県から市町村に支援をしていただくとか、専門人材を都道府県にプールして、それを市町村に派遣するようなパターンもありますので、そういったものも見ながらやるとか、そういう関係性の中でやっていくということを考えておりまして、もう少し幅広く、当然ながら民間組織できちんとお手伝いいただく、例えば地域の

エネルギー会社さんがお手伝いいただくパターンとか、いろいろなパターンもあると思いますので、そういったことも含めて連携していくとか、地域の金融機関と連携していくパターンとか、いろいろな形で自治体さんの足らざるところをしっかりと補っていくといったことを考えております。さらに進めると、本当にその全ての小さな自治体に区域施策編の再エネ導入みたいなことが全部できるかというところ、なかなか現実的じゃないところもございますので、そういったことを踏まえて役割分担も含めて考えていく、そういうことも少し幅広く我々としても考えてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

加えまして、最後に、大塚先生から共生圏のお話をいただきまして、これは我が方のグループだけで受け止め切れない、環境省全体として、もしくは政府全体として何を目指していったら、こういった地域がサステナブルな地域なのかということ定義しなければ、それはできないんじゃないかと思ったりするのですが、今、この場で安直にお答えするのではなくて、受け止めていただきたいというふうに申し上げて、お答えとさせていただければと思います。

以上でございます。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。

【環境保健部】

すみません。ちょっと答弁漏れがありましたので。

【大塚座長】

どうぞ、お願いします。

【環境保健部】

すみません。百瀬委員からのPFASの関係の指標の話がありましたけども、すみません。現時点のいわゆる科学的知見だと、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかというのが必ずしも明らかになっていません。ですので、直ちに何か指標だと話は多分難しいと思いますが、ただ、現状、環境研究総合推進費とか、エコチル調査なんかも活用して、知見の集積に努めているところでございまして、知見の集積を、まず、我々としては努力していきたいと思ってございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。

環境再生・資源循環局さんもいかがでしょうか。

【環境再生・資源循環局】

環境・再生グループの在原でございます。

御質問いただいた森林関係の放射性物質の関係ですけれども、環境省というか、汚染対処特措法にまず基づきまして、生活環境における空間線量率を低減して、住民の方々の年間被ばく線量の目標値を超えないように除染をするという方針に基づきまして、住居等の近くの森林については、林縁から大体20mぐらいを目安としまして除染を行っているというのはこれまでやってきた取組でございます。

あわせて、里山の再生に向けた取組ということでお話がありました、陸前高田も含めて、森林が身近にあるというような市町村も数多くあると思いますので、住居周辺の里山などの森林内で日常的に人が立ち入られるというような場所については、地元の具体的な御要望も踏まえながら、併せて森林の除染ということも行ってきたところでございます。

一般的に森林における放射性物質についてですけれども、森林内の空間線量率は、放射性物質の減衰とかもありますので、時間の経過とともに低下してきておりまして、発災当時と比べて、間伐等林業再生の取組についても、そうした取組が可能な森林が増えてきているというふうに考えてございます。

こうした放射性セシウムの挙動とか、そういったところも踏まえながら、安全に実施していただくなかなと思いますけれども、こうした知見とか、これまでの除染の取組ですとか、放射線量の状況ですとか、そうしたものも含めまして、安全安心に向けた取組については、環境省の除染情報サイトのほうでも森林除染のほうを設けて発信をしているところでございまして、こうしたものも、より必要な方に届くように、引き続き周知にも努めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。

では、通常評価につきましては、以上となりますが、よろしいでしょうか。

残りの時間でモニタリング評価の対象となる施策や、その他全般的な御発言があれば、お願いしたいと思います。これは、説明はされませんので、ございましたらお願いしますということなんですけども、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

あと全般的な御発言も含めて、もしございましたらお願いしたいんですけども、オンラインの先生も含めていかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと途中で時間がなくなってきたんですけども、最後は時間が余ってしまいましたが、よろしいですかね。

では、事務局におかれましては、本日の御議論を踏まえて、政策評価書（案）に所要の修正を行っていただき、次回の委員会に資料として提出をお願いしたいと思います。

長時間、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。

最後に、今後の予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

次回の政策評価委員会は8月の下旬頃に持ち回りの開催ということで予定をしております。今、いただいた御指摘を踏まえて修正させていただいて、修正した政策評価書を皆様に送付いたしますので、御確認の上、御意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大塚座長】

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

活発な御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時52分 閉会